

学校いじめ防止基本方針

安城市立東山中学校

I いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。全ての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるようにするためには、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように対策をすすめることが大切である。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止の対策はいじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ安城市・学校・地域住民・家庭・その他関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざして行わなければならない。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめ問題についての教職員の意識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下に、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識を挙げる。

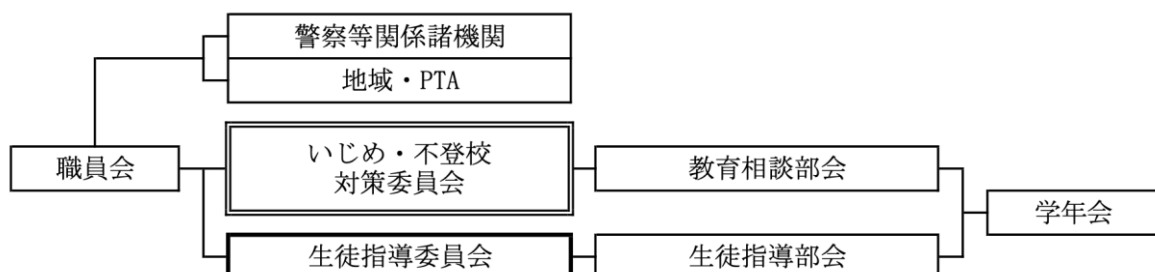
- ① いじめはどの子どもにも、どの学級にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめ防止対策組織

1 いじめ防止対策組織の名称および構成員について

本校におけるいじめ防止対策組織の名称を「いじめ・不登校対策委員会」とする。

<組織図>



2 いじめ防止対策組織の役割

(1)「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・週に1回(木曜日3限)に「いじめ・不登校対策委員会」を実施し、いじめの現状の確認や防止対策の検証を行い、共通理解を図るとともに、いじめへの対応について検討する。
- ・教職員、生徒への自己評価アンケートを行い、評価結果を基に状況を確認、検証する。

(2)教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知をし、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約と今後の対応を検討し、その内容を職員会議等で報告し、共通理解をした上で、さらに取組や実践の充実を図る。

(3)生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・学校だよりやホームページ、各種の会合等を通して、適宜、取組状況や評価結果を発信する。

(4)いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめの疑いがあるという情報があつた場合は、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。いじめであると判断した場合は被害生徒のケアや支援、加害生徒の指導や支援、問題の解消(再発防止の教育活動、その後の経過の見守り)まで、責任をもって対応する。

Ⅲ いじめ防止等に関する具体的な取組

1 いじめの未然防止の取組

全ての生徒が、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをすすめていく。具体的には、分かる授業づくりをすすめ、生徒にストレスをもたらす友人関係にまつわる嫌な出来事、人に負けたくないという過度の競争意識等を減らしていけるようにする。そのために以下の取組を行う。

- ・生徒同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりをすすめる。
- ・生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業実践に努める。
- ・教育活動全体を通じて、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導する。

2 いじめの早期発見の取組

生徒のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、速やかに対応することを大切にし、早期発見・早期対応を心がける。具体的には以下の取組を行う。

- ・いじめアンケートや教育相談を定期的に実施(年5回)し、生徒のサインを見逃さないように努める。
- ・教師と生徒のあたたかい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・いじめの相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・学期ごとに「教育相談週間」を設定し、定期的な個人面談の場を設ける。

3 いじめ対応の基本的な流れ

いじめの情報キャッチ	・いじめ・不登校対策委員会を招集し、常に情報を共有する。 ・いじめられた生徒を徹底して守る。 ・見守る体制の整備をする。
正確な実態把握	・当事者双方、周りの生徒から個別に聴き取り、記録する。 ・関係教職員と情報を共有し、ひとつの事象にとらわれず正確に把握する。
指導体制・方針決定	・すべての教職員と共通理解を図り、対応する役割分担を考える。 ・教育委員会、関係諸機関との連携を図る。
生徒への支援・指導	・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。 ・いじめた生徒に、相手の痛みや苦しみに思いを寄せる指導を行い、「いじめは決して許されない行為である。」という人権意識を持たせる。
今後の対応	・継続的に指導、支援を行う。(カウンセラー等も含めた心のケアも行う。) ・心の教育の充実を図り、誰もが大事にされる学級・学年経営を行う。

Ⅳ 重大事態への対応

1 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、生徒の自死および身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

2 重大事態への対応

重大事態の疑いが生じた場合、校長が直ちに市教育委員会に報告するとともにリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ・不登校対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会または市が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

【重大事態の対応図】

①重大事態の発生



②教育委員会へ重大事態の発生と報告



③教育委員会が調査の主体を判断



④学校に重大事態の調査組織を設置

* 「いじめ・不登校対策委員会」が母体となる。

* 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。



⑤事実関係を明確にするための調査を実施

* 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

* 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。



⑥いじめを受けた生徒およびその保護者への適切な情報提供

* 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

* 調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ち、場合によっては、調査機関に情報が公開されることもあるということを調査対象の在校生や保護者に説明する。



⑦調査結果を教育委員会に報告

* 迅速・明確に事実を伝える。

* 希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。



⑧調査結果を踏まえた必要な措置をとる

* 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

* 再発防止に向けた取組の検証を行う。

V ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめとは

パソコンやスマートフォン、タブレット端末を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

2 ネット上のいじめの特殊性による危険

ネット上でのいじめ	特殊性による危険（例）
■ メールでのいじめ ■ ブログでのいじめ ■ 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ	◆ 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
■ SNSから生じたいじめ	◆ 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。 ◆ スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
■ 動画共有サイトでのいじめ	◆ 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

3 未然防止のための取組

- ・保護者会や行事等で家庭に協力の呼びかけ
- ・インターネットモラル向上に向けた情報モラル授業の設定
- ・ケータイ・スマホ宣言の活用
- ・安城警察署によるSNSトラブル防止出前授業や保護者向け子どものスマホ取り扱い教室

4 早期発見・早期対応のための取組

- ・関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

<ネット上のいじめの対応図>

- (1) ネット上のいじめの発見 生徒・保護者からの相談
 - ・可能であればスクリーンショットを撮っておく等、証拠を保存しておくよう依頼する。指導や対応に困りそうな場合、事前に警察に相談するとよい。
- ↓
- (2) 本人や他者からの書き込みの確認
- ↓
- (3) 本人への削除指導
 - ① [削除できた場合]
生徒・保護者へ削除したことを伝える。
 - ② [削除できなかった（拒否された）場合]
削除できなかった（拒否された）ことを伝え、警察へ相談することも一つの手段であることを伝える。
 - ③ [確認できなかった（削除されていた）場合]
確認できなかった（削除されていた）ことを伝え、不安であれば警察への相談も一つの手段であることを伝える。

Ⅵ いじめに対する年間指導計画

月	4 月	5 月	6 月	7 月
職員会等	職員会議 生徒指導全体会 指導方針・基本方針確認 指導計画			職員による 取組評価アンケート
未然防止	いじめ事例研究 基本方針確認			ふれあい会議 人権に関する習字等作成 (夏季休業中)
早期発見		いじめアンケート こころアンケート 教育相談	いじめアンケート こころアンケート 教育相談	

月	9 月	10月	11月	12月
職員会等	生徒指導全体会		職員による 取組評価アンケート	
未然防止				人権週間 校長講話 いじめ防止標語作成
早期発見		いじめアンケート こころアンケート 教育相談	いじめアンケート こころアンケート 教育相談	

月	1 月	2 月	3 月
職員会等			いじめ基本方針の見直し 職員による取組評価アンケート
未然防止		ふれあい会議	
早期発見	教育相談	いじめアンケート こころアンケート 教育相談	

* 「いじめ・不登校対策委員会」は年間を通じて週 1 回（木曜日 3 限）実施する。

* 「生徒指導部会」は年間を通じて週 1 回（火曜日 2 限）実施する。

* 「教育相談部会」は年間を通じて週 1 回（金曜日 6 限）実施する。